

第八条の四 (略)

2・3 (略)

4 第八条第一項又は第八条の三第二項の規定にかかわらず、第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害年金の額は、従前の障害年金の額に、前後の障害を併合した障害の程度に依りて第八条第一項を適用して得た額から従前の障害の程度に依りて同項を適用して得た額を控除した額に後に生じた障害年金の支給事由の別により厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

5 (略)

(障害年金の始期及び終期)

第十三条 障害年金の支給は、次の各号に掲げる区分に依り、それぞれ当該各号に掲げる月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

一〜五 (略)

六 第七条第二項若しくは第九項又は第八条の四第二項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第九項又は第八条の四第二項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において第四条第一項の政令で定める審議会等が定める月

七 (略)

2 (略)

(遺族年金及び遺族給与金の額)

第二十六条 遺族年金の額及び遺族給与金の年額は、遺族のうち、先順位者につ

第八条の三 (略)

2・3 (略)

4 第八条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害年金の額は、従前の障害年金の額に、前後の障害を併合した障害の程度に依りて第八条第一項を適用して得た額から従前の障害の程度に依りて同項を適用して得た額を控除した額に後に生じた障害年金の支給事由の別により厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

5 (略)

(障害年金の始期及び終期)

第十三条 障害年金の支給は、次の各号に掲げる区分に依り、それぞれ当該各号に掲げる月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

一〜五 (略)

六 第七条第二項若しくは第九項又は第八条の三第二項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第九項又は第八条の三第二項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において第四条第一項の政令で定める審議会等が定める月

七 (略)

2 (略)

(遺族年金及び遺族給与金の額)

第二十六条 遺族年金の額及び遺族給与金の年額は、遺族のうち、先順位者につ

いては、一人につき次の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき七万二千円とする。

- 一 先順位者が一人の場合においては、百九十六万六千八百円
- 二 先順位者が二人以上ある場合においては、百九十六万六千八百円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき七万二千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

255 (略)

(遺族年金及び遺族給与金の額の特例)

第二十七条 第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる遺族に支給する遺族年金及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金については、前条第一項中「七万二千円」とあるのは「五万六千四百円」と、「百九十六万六千八百円」とあるのは「百五十七万三千五百円」とする。

2 (略)

3 前条第一項の規定にかかわらず、第二十三条第一項第六号から第十一号までに掲げる遺族に支給する遺族年金の額及び同条第二項第五号から第九号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金の年額は、前条第一項に規定する先順位者一人につき、次の表の上欄の遺族の区分に応じて、先順位者が一人の場合においてはそれぞれ同表の下欄に定める額とし、先順位者が二人以上ある場合においてはそれぞれその額を先順位者の数で除して得た額とする。

第二十三条第一項第六号若しくは第七号又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる遺族	五五七、六〇〇円
第二十三条第一項第八号から第十号まで又は同条第二	四五六、四〇〇円

いては、一人につき次の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき七万二千円とする。

- 一 先順位者が一人の場合においては、百九十六万二千五百円
- 二 先順位者が二人以上ある場合においては、百九十六万二千五百円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき七万二千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

255 (略)

(遺族年金及び遺族給与金の額の特例)

第二十七条 第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる遺族に支給する遺族年金及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金については、前条第一項中「七万二千円」とあるのは「五万六千円」と、「百九十六万二千五百円」とあるのは「百五十五万九千五百円」とする。

2 (略)

3 前条第一項の規定にかかわらず、第二十三条第一項第六号から第十一号までに掲げる遺族に支給する遺族年金の額及び同条第二項第五号から第九号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金の年額は、前条第一項に規定する先順位者一人につき、次の表の上欄の遺族の区分に応じて、先順位者が一人の場合においてはそれぞれ同表の下欄に定める額とし、先順位者が二人以上ある場合においてはそれぞれその額を先順位者の数で除して得た額とする。

第二十三条第一項第六号若しくは第七号又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる遺族	五〇三、七五〇円
第二十三条第一項第八号から第十号まで又は同条第二	四〇一、五五〇円

二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族	
第二十三条第一項第十一号又は同条第二項第九号に掲げる遺族	三三五、〇〇〇円

(遺族年金及び遺族給与金の額の自動改定)

第二十七条の二 第八条の三第一項の改定率が「を」上回り、又は厚生年金加算額等が十五万二千八百円を上回る場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二十六条 第一項各号 列記以外の 部分	七万二千円	七万二千円に第八条の三第一項の改定率(その率が「を」下回るときは、「と」する。以下この項及び次条第三項の表において「改定率」という「を」乗じて得た額を基準として政令で定める額
第二十六条 第一項第一号	百九十六万 六千八百円	百八十一万四千円に改定率を乗じて得た額に第二十七条の二第一項の厚生年金加算額等(その額が十五万二千八百円を下回るときは、十五万二千八百円とする。)を加えた額を基準として政令で定める額
第二十六条 第一項第二号	百九十六万 六千八百円	前号に定める額
号	七万二千円	七万二千円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額

二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族	
第二十三条第一項第十一号又は同条第二項第九号に掲げる遺族	二八一、一五〇円